

高知県貨客混載推進検討会 全体会 資料

平成29年11月30日

高知県中山間振興・交通部 中山間地域対策課

高知県における中山間地域の現状と対策

真っ先に人口減少・高齢化社会に突入した高知県

人口減少の負のスパイラル

経済規模の縮小
若者の県外流出

過疎化・高齢化の
同時進行

特に
中山間地域の衰退

少子化の加速

さらなる
人口減少の危機!

●人口が全国に15年先行して自然減

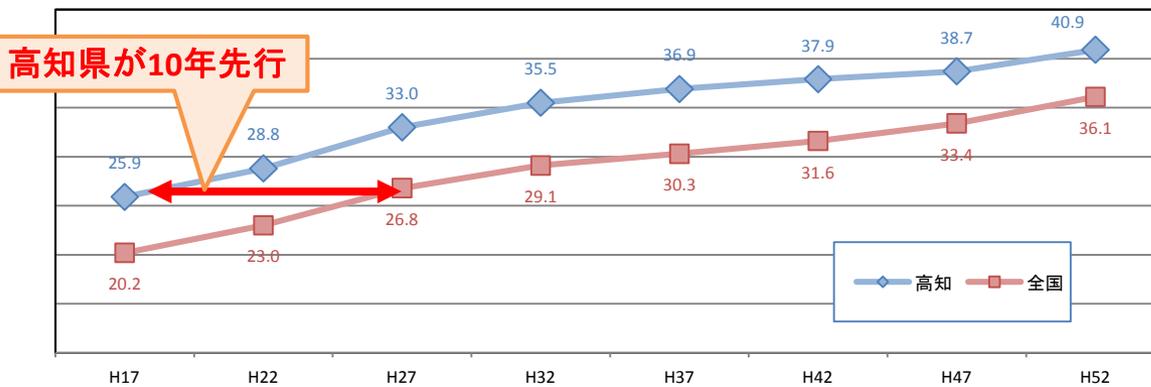
▽人口自然増減数(全国と本県との比較)



出典:人口動態調査(厚生労働省)、人口移動調査(高知県)

●高齢化がさらに進行

▽老年人口の割合(全国と本県との比較)



出典:日本の都道府県別将来推計人口(H25.3)(国立社会保障・人口問題研究所)
※H17及びH22の数値は国勢調査のデータ

県勢浮揚には中山間地域の振興が不可欠!



農業や林業といった第一次産業はもとより、観光の面でも貴重な資源を有するなど、**中山間地域にこそ高知県の強み**があります。

中山間地域の振興なくして県勢浮揚はなし得ないものと考えています。

面積人口

- ・全34市町村が中山間地域を有する(27市町村は全域)
- ・県面積の約93%
- ・県人口の約39%

人口減少の現状 S35:537,327人
⇒ H27:285,379人 約47%減

出生率

- ・四万十町1.68、土佐町1.61、芸西村1.56 (高知市1.35)

農業産出額

- ・中山間地域が**約8割**を占める(全国は約4割)

自然、歴史や文化

- ・全国に誇れる豊かな自然、歴史や文化の宝庫

◆本県の中山間地域は、全国に誇れる豊かな自然、歴史や文化の宝庫。



仁淀川



岩崎弥太郎生家 (安芸市)



だるまつ日



維新の門(梶原町)



四万十川



魚梁瀬杉 (馬路村)

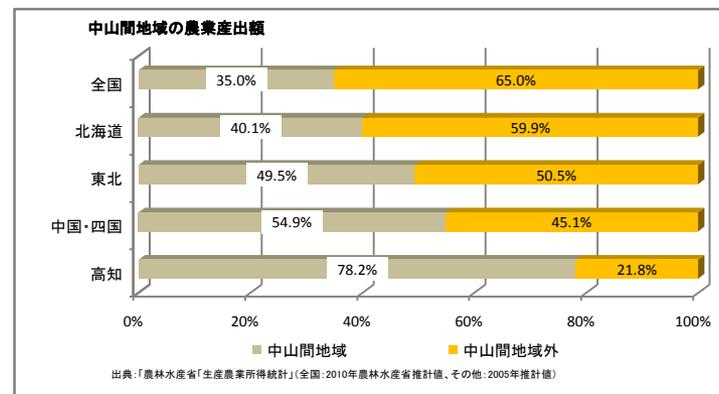
◆全国では、中山間地域が農業産出額等の約4割。高知県では、**約8割**を占める。



土佐あかうし



ゆず

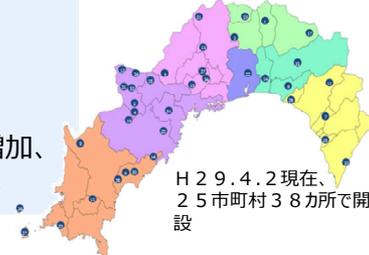


中山間対策

[戦略の方向性]

三層構造の政策群により、中山間地域の持続的発展を目指す。これにより、中山間地域における若者の増加、出生率の向上、本来の強みの伸張を図る。

◆集落活動センターの開設状況



農業や林業といった第一次産業はもとより、観光の面でも貴重な資源を有するなど、**中山間地域にこそ高知県の強み**があります。その再生なくして、本県の持続的発展はなし得ません。

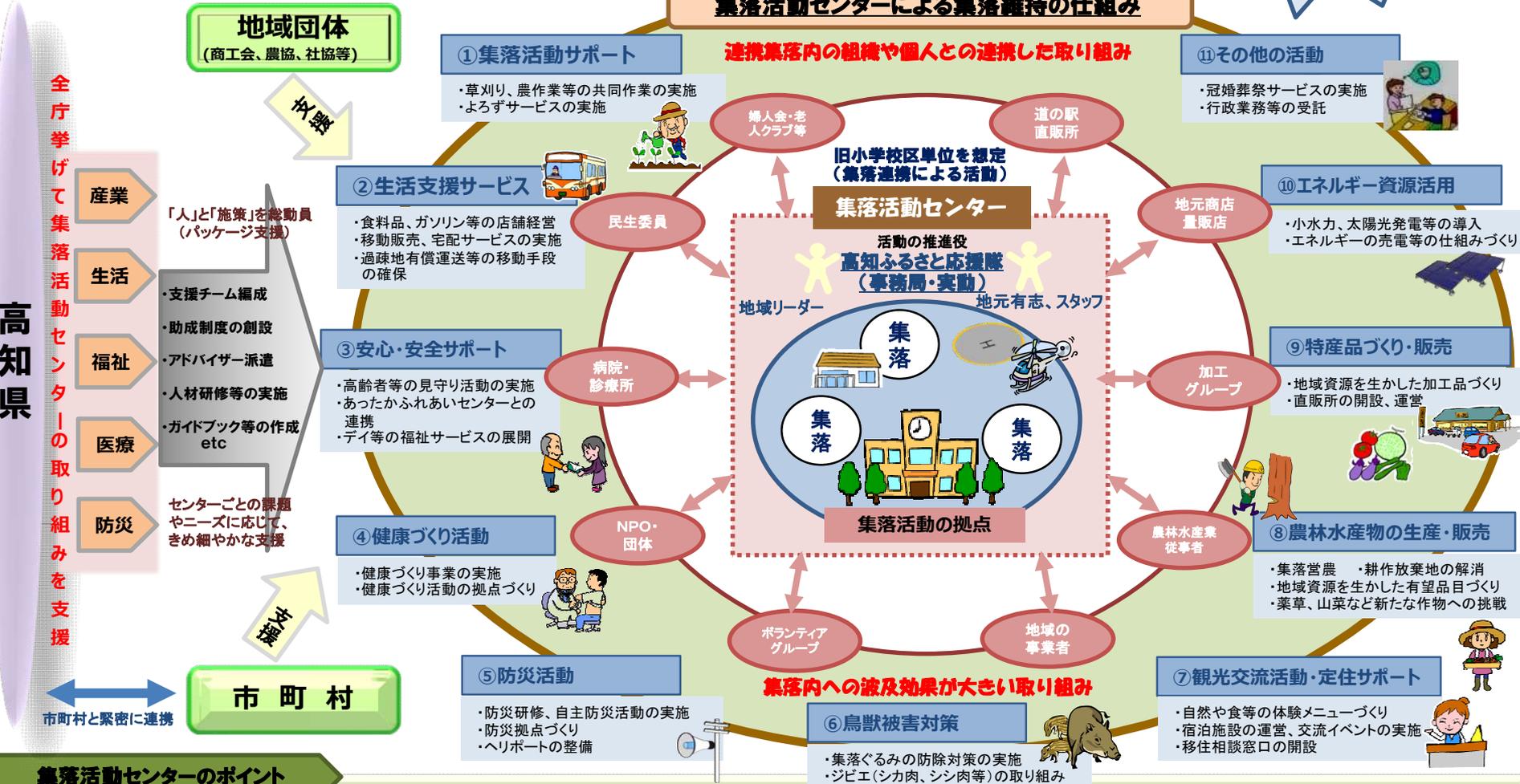
■集落活動センターの概要

集落活動センターとは

地域住民が主体となって、旧小学校や集会所等を拠点に、地域外の人材等を活用しながら、近隣の集落との連携を図り、生活、福祉、産業、防災などの活動について、それぞれの地域の課題やニーズに応じて総合的に地域ぐるみで取り組む仕組み

皆さまのその一歩が
集落の未来をかえる！！

集落活動センターによる集落維持の仕組み



集落活動センターのポイント

①主役は、地域住民の皆さま

主役である住民の皆様と市町村の一体となった取り組みを支援

②活動は地域のオーダーメイド

住民の皆さまの話し合いから生まれたアイデアや提案を取り組みに繋げる仕組み

③皆さまの集まりやすい場所が活動の中心

集会所や廃校となった施設など、住民の皆さまが自然と集い、語り合える場所が拠点

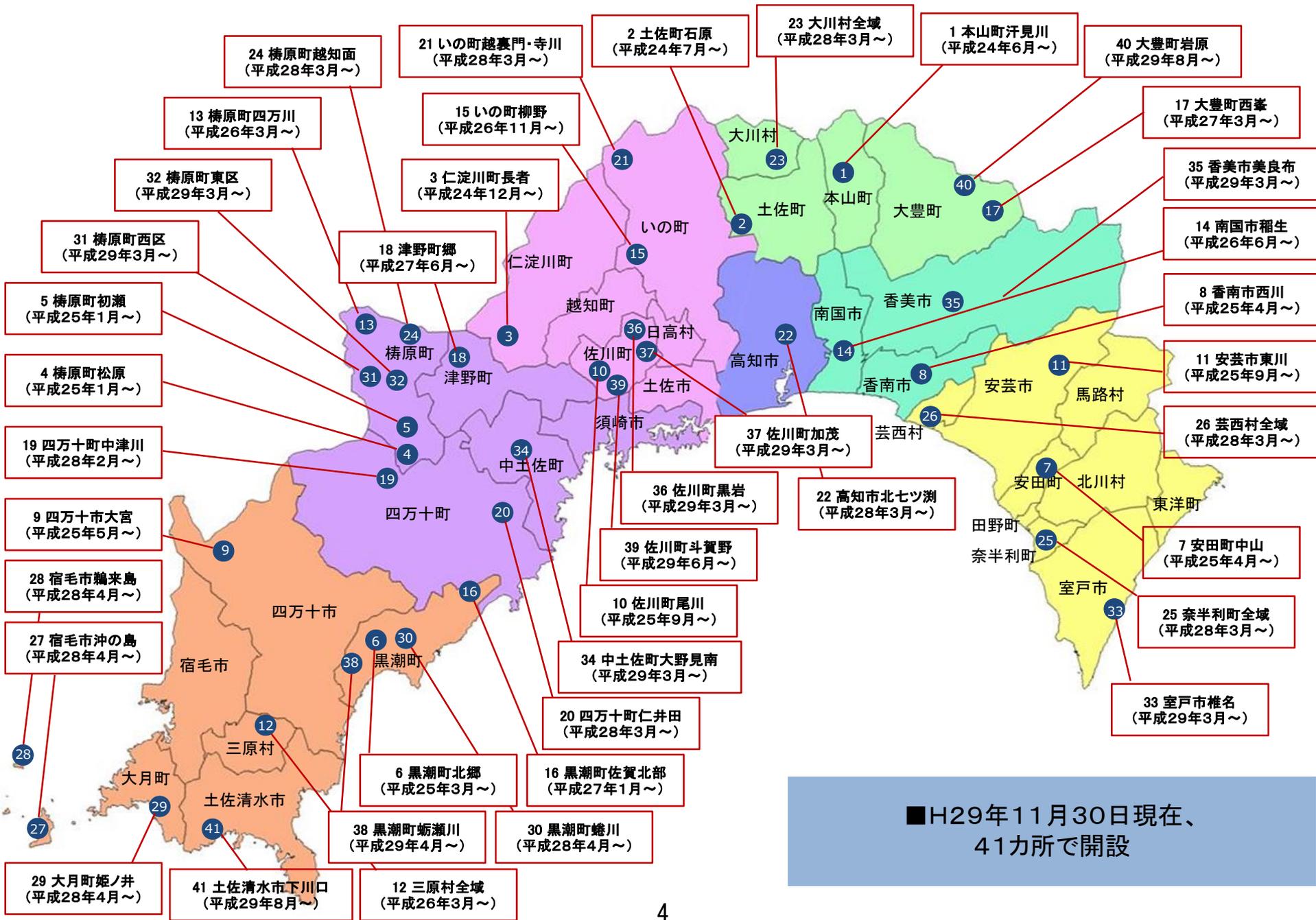
④様々な人材を活用

住民の皆さまと一緒に取り組むUターン、移住者など地域外の人材の導入

⑤集落の連携による取り組み

近隣の集落が互いに連携し、助け合うことにより、今までできなかったことが可能になる取り組み

集落活動センターの開設状況



中山間地域生活支援総合事業の概要

～生活基盤づくり関連補助金～

【目的】 将来にわたり暮らし続けることができる生活環境づくり

中山間地域で将来にわたり暮らし続けることができる生活環境づくりを進めるため、市町村が実施する生活用水・日用品や移動手段の確保等に向けた仕組みづくりを支援する。

高知県中山間地域生活支援総合補助金

H29当初予算額: 303,939千円

対28年度比: +13,058千円 (H28当初予算額: 290,881千円)

生活用品確保等支援事業 1,931千円 (6,883千円)
生活用水確保支援事業 239,618千円 (199,378千円)
移動手段確保支援事業 62,390千円 (84,620千円)

補助金のメニュー

(1) 生活用品の確保等に向けた仕組みづくり

移動販売や店舗運営、買物代行や配達等のサービスを地域のニーズに合わせて複合的に組み合わせ、中山間地域に暮らす高齢者等が食料品等の日用生活用品を確保するためのハード又はソフト事業

補助先: 市町村

補助率: 2分の1以内 (企業等が主体となる場合は3分の1以内)

補助対象経費: 生活用品を確保するための仕組みづくりの調査、車両購入や店舗の整備等に要する経費
新たな取組みの試行に要する経費

移動販売車両の例①



店舗整備の例



移動販売車両の例②

(2) 生活用水の確保に向けた仕組みづくり

飲料水等の生活用水を確保するためのハード又はソフト事業

補助先: 市町村

補助率: 3分の2以内

補助対象経費: 生活用水を確保するための仕組みづくりの調査、給水施設、水源地管理道の整備、補修又は維持管理等に要する経費

水道未普及地域の給水施設の例



取水施設整備の例



(3) 移動手段の確保に向けた仕組みづくり

通院や買い物等地域住民の生活を支える移動手段の確保を図るため、地域の基幹交通を補完するきめ細かな移動手段の導入及び維持に必要なハード又はソフト事業

補助先: ①市町村

②株式会社 高知中央自動車学校 (国土交通大臣認定講習実施機関)

補助率: ①3分の2以内 (既存車両等の更新のみの場合は2分の1以内 ※平成29年度～)

②定額

補助対象経費: ①地域公共交通を見直すための調査・交通計画の策定・利用促進のための広報、車両の購入及び改造、待合所の整備、新たな取組みの実証運行等に要する経費、
②自家用有償旅客運送運転者講習会の受講料のうち受講者負担分を除いた額



デマンドタクシーの例



コミュニティバスの例

(4) その他特に知事が必要があると認める事業

補助先: 市町村

補助率: 2分の1以内

補助対象経費: 地域住民の生活を支援するために緊急を要し、特に知事が必要があると認める経費

貨客混載に係る規制緩和の動き

種別	規制緩和以前	規制緩和の動き			
		H26	H27	H28	H29
(1) 旅客運送					
① 緑ナンバー(一般乗合旅客自動車運送事業)					
乗合バス	「少量の貨物」かつ「旅客に付随」する運送は可能(ただし条件不明確)		H27.4 国通知による明確化 〔「少量の貨物(350kg未満)」「旅客に付随(乗車中以外も可)」〕		H29.9 重量制限の撤廃 (許可の取得が前提)
貸切バス	混載不可				H29.9 ※ 混載可(過疎地限定)
タクシー	混載不可				H29.9 ※ 混載可(過疎地限定)
② 白ナンバー(自家用有償旅客運送:市町村運営有償運送等)					
市町村運営有償運送等	混載不可	H26.11 「地域再生計画」の策定により例外的に混載が可能 ※ H27.4	H28.3 「地域再生計画」の策定によらず、混載が可能(350kg未満)		
			住民以外の来訪者の乗車が可能		
(2) 貨物運送					
① 緑ナンバー(貨物自動車運送事業:ヤマト・佐川・JP等)					
トラック	混載不可				H29.9 ※ 過疎地限定で旅客運送が可能

※ それぞれ貨物・旅客事業者の許可が必要

□ 自動車運送業の担い手不足と人口減少に伴う輸送需要の減少により、過疎地域等において人流・物流サービスの持続可能性の確保が深刻な課題となっている。

➡ 自動車運送事業者が旅客又は貨物の運送に特化してきた従来のあり方を転換し、サービスの「かけもち」を可能とする。

現 状

【乗合バス】



350kg未満の荷物を運ぶことが可能
(道路運送法第82条)

【貸切バス・タクシー】

旅客運送に特化

【トラック】

貨物運送に特化

活用円滑化案

【乗合バス】



350kg以上の荷物を運ぶことを可能とする
(貨物自動車運送事業の許可を取得)

※350kg未満の荷物を運ぶ場合は、今まで通り許可不要

【貸切バス】



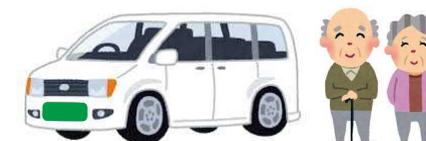
荷物を運ぶことを可能とする
(貨物自動車運送事業の許可を取得)
※過疎地域に限る

【タクシー】



荷物を運ぶことを可能とする
(貨物自動車運送事業の許可を取得)
※過疎地域に限る

【トラック】



人を運ぶことを可能とする
(旅客自動車運送事業の許可を取得)
※過疎地域に限る

【自家用有償旅客運送者】



自家用有償旅客運送者が自家用自動車で350kg未満の荷物を運ぶことが可能
(道路運送法第78条第3号の許可を取得) ※過疎地域に限る

中山間地域の維持・再生につながる「貨客混載」の推進

1 今回の規制緩和の内容と期待

<規制緩和の内容（H29.9月～）>

- ① 乗合バスは、重量制限（350kg未満）が撤廃
- ② 貸切バスとタクシーは、過疎地限定で貨物運送が可能
- ③ トラックは、過疎地限定で旅客運送が可能

<規制緩和への期待>

- ・人手不足やコスト増に悩む事業者や現状に危機感を持つ市町村が、検討を進める契機となる
- ・中山間地域における旅客・貨物運搬事業者の連携による多様な人流・物流ネットワークが構築できる

中山間地域の各地で活用できる効果的な事業スキームの構築のために様々な可能性の検討が必要

2 貨客混載の推進に向けた検討会の設置

目的：規制緩和を中山間地域の維持・再生へつなげるため、地域の実情を踏まえた「貨客混載」に係る複数の事業スキームを構築・提案

メンバー：貨物事業者、旅客事業者、集落活動センター、市町村、県など

実施回数：4スキーム × 3回 計12回程度

<具体的な検討内容>

- ・当該地域で考えられる人流・物流の組み合わせパターンの検討（スキーム案の洗い出し）
 - ・関係する事業者との調整や利用者のニーズ把握
 - ・スキーム案に対して、取り扱い見込み量や運営コストなどの詳細検討
- ⇒ 検討により得られた事業スキームは、H30当初から実証実験を開始

貨客混載推進検討委託料 予算額：1,364千円

業務内容：貨客混載や地域の交通事情等の調査・資料作成、
検討会の運営補助

H29の検討地域

安芸市、大川村、梶原町、三原村

- ・意向調査やヒアリング、交通資源などを参考に、市町村との協議により決定



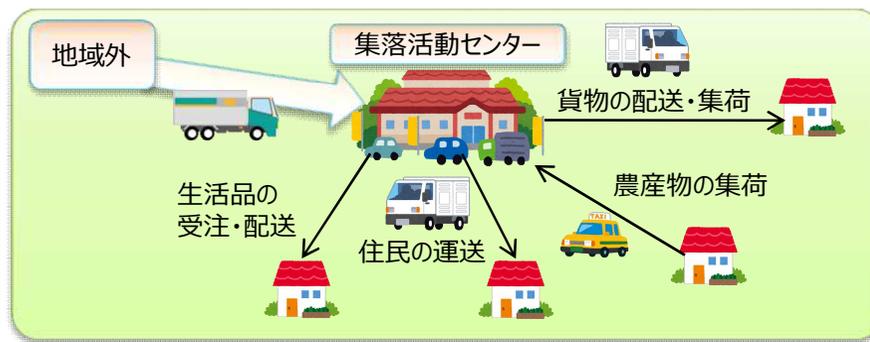
3 目指す姿と事業スキーム例

<目指す姿>

・地域の実情にあった多様で効率的な人流・物流スキームが県内各地で展開され、地域の生活や産業に不可欠なサービスの将来にわたる維持・向上を目指す

<スキーム例>

・貨物事業者によって集落活動センターまで運搬された貨物を、集落活動センターやタクシーが各戸に配送したり、各戸から貨物や農産物を集荷する 等



○ スケジュール案

- H29.11月～ 貨客混載推進検討会の立ち上げ
事業化可能スキームの提案
- H30.4月以降 複数の事業スキームの実証実験開始（随時 検証→改善）
- H30.10月以降 本格実施

「貨客混載」に係る検討の流れについて

(1) 検討会設置まで

- ① それぞれの想定事業スキームの実現可能性等について、大手貨物事業者と協議
- ② ①を踏まえ可能性が高いと思われる地域を、スキーム検討の候補地域としてピックアップし、候補市町村へ参加について協議
- ③ 検討会メンバーの選定
→ スキームを検討する市町村で活動する事業者等への参加の打診

※ 検討会メンバー

旅客事業者、貨物事業者、集落活動センター、市町村、県
<オブザーバー> 四国運輸局 など

(2) 検討会(地域部会)設置から

事前作業

- ① 地域における運送手段の把握
(バス、タクシー、貨物運送等の事業者数、車両数、運行頻度等)
- ② 地域における旅客流動の状況把握
(バスの出発地・目的地、時間帯ごとの人数、タクシー・スクールバス・福祉バスの利用状況など)
- ③ 地域における貨物流動の状況把握(数量、種類、配送頻度、出発地・目的地など)

第1回地域部会 … 混載対象範囲案、スキーム案の実効についての検討

- ・ベースとなる事業者、混載する貨物・旅客等について最適な組み合わせを検討



第2回地域部会 … スキームの確認と詳細制度設計の検討

- ・旅客運送のサービス水準の調整(運行ルート、頻度など)
- ・貨物のサービス水準の調整(時間指定、クール便、大型荷物の対応など)
- ・必要な施設設備、機械器具の確認(冷蔵施設、使用端末など)
- ・リスク管理(クレーム、破損紛失への対応)



第3回地域部会 … 詳細制度設計の確認と実証実験実施計画案の検討及び策定

- ・事業全体の収支試算(適正価格の算定、行政支援の必要性など)
- ・事業の実施体制、広報、スケジュール、検証方法等